

坂戸、鶴ヶ島水道企業団最低制限価格制度実施要領

令和 2 年 4 月 1 日 施行

令和 7 年 5 月 1 日最終改正

(目的)

第 1 条 この要領は、坂戸、鶴ヶ島水道企業団が発注する建設工事及び建設工事に関する設計、調査、測量業務に係る入札について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項の規定に基づき、最低制限価格制度を実施するために必要な事項を定め、もって適正な履行の確保を図ることを目的とする。

(対象となる入札)

第 2 条 最低制限価格を設けて行う競争入札は、次のものを対象とする。

- (1) 建設工事の請負で予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。次号において同じ。）が坂戸、鶴ヶ島水道企業団契約事務規程（昭和 58 年坂戸、鶴ヶ島水道企業団規程第 2 号。次号において「契約事務規程」という。）第 35 条の 2 第 1 号で定める額を超えるもの
- (2) 建設工事に関する設計、調査、測量業務で予定価格が契約事務規程第 35 条の 2 第 6 号で定める額を超えるもの

2 前項の規定にかかわらず、対象となる入札の設計に際し、設計単価が存しないこと等により、見積額等を参考に予定価格を算定したものについては、最低制限価格を設けないことができるものとする。

(最低制限価格の設定)

第 3 条 最低制限価格は次の各号により定めるものとする。

- (1) 前条第 1 項第 1 号に規定する入札においては、予定価格算出の基礎となった次に掲げるアからエまでの合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。ただし、その額が予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額（円未満切捨て）

イ 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額（円未満切捨て）

ウ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額（円未満切捨て）

エ 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額（円未満切捨て）

- (2) 前条第 1 項第 1 号に規定する入札のうち企業長が特別な事情があると認

めたものにおいては、前号の規定にかかわらず、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で企業長が定める値を乗じて得た額とする。

- (3) 前条第1項第2号に規定する入札においては、別表に掲げるそれぞれの業務区分ごとに、予定価格算出の基礎となった同表に掲げるアからエまでの合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。ただし、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務において、その額が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあつては、10分の8.1を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の6を乗じて得た額とし、測量業務において、その額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の8.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の6を乗じて得た額とし、地質調査業務において、その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあつては3分の2を乗じて得た額とする。

- (4) 前条第1項第2号に規定する入札のうち企業長が特別な事情があると認めたものにおいては、前号の規定にかかわらず、予定価格に10分の6から10分の8.1まで（測量業務にあつては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあつては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で企業長が定める値を乗じて得た額とする。

- 2 前項第1号本文及び第3号本文による算出に当たっては、合計額を算出した段階で1,000円未満の端数を切り捨て、端数整理後の額に消費税及び地方消費税相当額を加算することとし、同項第1号ただし書、第2号、第3号ただし書及び第4号による算出にあたっては、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、1,000円未満の端数を切り捨て、端数整理後の額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。ただし、前項第2号において予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする場合、同項第4号において建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務にあつては予定価格に10分の6を乗じて得た額とする場合、測量業務にあつては予定価格に10分の6を乗じて得た額とする場合、地質調査業務にあつては予定価格に3分の2を乗じて得た額とする場合（以下これらを「下限額」という。）又は端数整理後の額が下限額を下回る場合は、1,000円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に消費税及び地方消費税

相当額を加算した額とする。

(最低制限価格調書の作成)

第4条 最低制限価格を設けたときは、最低制限価格及び当該最低制限価格から消費税及び地方消費税相当額を減算した額(以下「入札書比較価格」という。)を記載した最低制限価格調書を作成しなければならない。ただし、予定価格調書に併記した場合は、この限りでない。

(入札参加者への周知)

第5条 入札の執行に当たっては、入札公告、入札指名通知、入札心得書等に最低制限価格を設けた旨を記載するものとする。

(落札者の決定)

第6条 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者(坂戸、鶴ヶ島水道企業団建設工事請負一般競争入札(事後審査型)要領に定める落札候補者を含む。次項において同じ。)とする。

2 前項の最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合、落札者の決定は抽せんによるものとする。

(入札書比較価格に満たない価格の入札)

第7条 最低制限価格を設けた入札において、入札書比較価格に満たない価格の入札をした者は失格とする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和6年8月1日から施行する。

2 改正後の坂戸、鶴ヶ島水道企業団最低制限価格制度実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告又は指名通知する入札について適用し、同日前に公告又は指名通知した入札については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和7年5月1日から施行する。

2 改正後の坂戸、鶴ヶ島水道企業団最低制限価格制度実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告又は指名通知する入札について適用し、同日前に公告又は指名通知した入札については、なお従前の例による。

別表（第3条第1項第3号関係）

業種区分	ア	イ	ウ	エ
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
			技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
			技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

※ 「土木関係の建設コンサルタント業務」及び「補償関係コンサルタント業務」については、使用する積算基準書等の体系により上段・下段を使い分ける。

※ 上記アからエまでの額は、それぞれ円未満切捨てとする。